

佐賀県高圧ガス貯槽開放検査周期延長実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高圧ガス貯槽の内、液化石油ガス貯槽の開放検査について、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号。以下「製造細目告示」という。）第17条による開放検査周期延長の適用を受けようとする場合の手續に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 開放検査周期延長の適用を受ける対象は、製造事業所又は貯蔵所が使用する次に掲げる事項を満たす液化石油ガス貯槽とする。

(1) 残ガス回収用貯槽でないこと。

(2) 直近の2回の開放検査において溶接補修等（軽微な溶接補修を除く）を要する欠陥がないこと。

2 開放検査等において割れ等の欠陥が発見され、溶接補修（軽微な補修を除く）を行ったもの又は孔食が1箇所でも発見されたものは、製造細目告示第17条の適用はせず、次年度の保安検査受検前（第二種製造事業所及び貯蔵所においては、直近の開放検査を行った日から1年以内）までに開放検査を行わなければならない。

(開放検査周期)

第3条 開放検査周期は、原則として次に掲げる起点日から5年以内とする。

(1) 完成検査を行った日

(2) 前号に基づく開放検査を実施した後は、次に掲げる起点日とする。

(ア) 第一種製造事業所においては、直近の開放検査を含む保安検査を行った日（保安検査実施日）

(イ) 第二種製造事業所及び貯蔵所においては、直近の開放検査を行った日

2 開放検査周期延長の適用を受ける場合は、前項の周期に1年を加算し、6年以内とする。以後は、届出を行う毎に1年を加算し、最長で10年以内まで延長することができる。

(届出)

第4条 製造細目告示第17条に基づく高圧ガス貯槽開放検査周期延長の届出を行うものは、事業所かつ貯槽ごとに、次の各号に掲げる書類を添えて、開放検査実施期限までに知事に提出する。

(1) 高圧ガス貯槽開放検査周期延長届書（様式第1号）

(2) 高圧ガス貯槽開放検査周期延長に係る評価確認明細書（様式第2号）

(3) 貯槽開放検査結果概要書（様式第3号）

- (4) 貯槽明細書 (様式第 4 号)
- (5) 貯槽開放検査の評価及び検査データの保管に係る調書 (様式第 5 号)
- (6) 開放検査結果報告書の写し (直近 2 回分とし、完成検査時の結果を含む)

(届出後の運用方法)

第 5 条 届出が受理された後は、延長後の周期を今後の開放検査周期として運用することとする。ただし、第 2 条第 2 項に該当する場合は延長を認めない。

(変更届)

第 6 条 次に掲げる事項により、延長後の周期を短縮する場合は、変更届を提出すること。

- (1) 第 2 条第 2 項に該当する場合
- (2) その他事業者の希望により短縮を行う場合

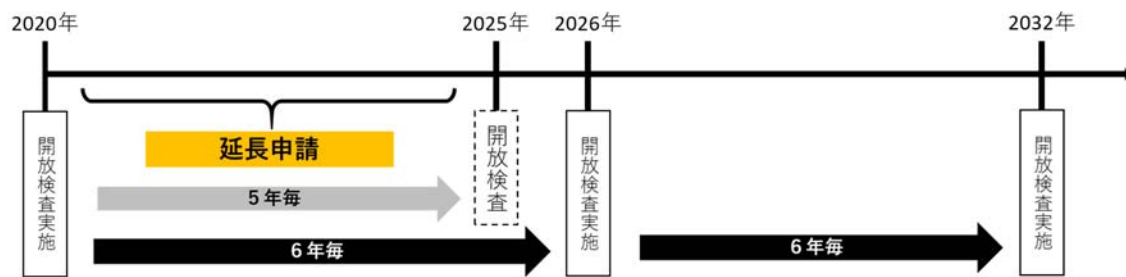
2 変更届は事業所かつ貯槽ごとに、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに提出すること。

- (1) 高圧ガス貯槽開放検査周期延長変更届書 (様式第 6 号)
- (2) 変更明細書 (様式第 7 号)

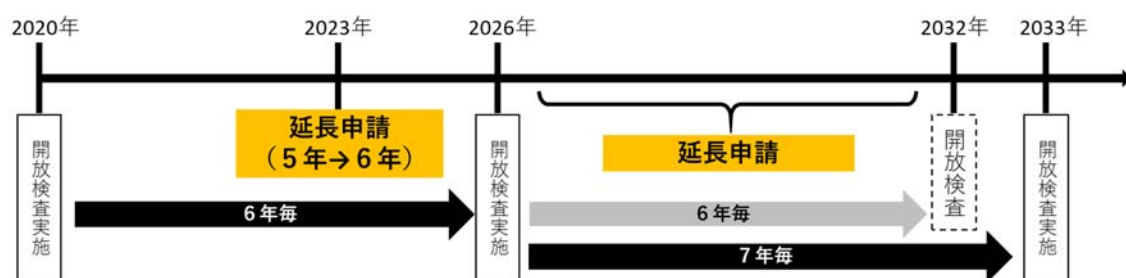
附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

<パターン : 5年から6年に周期延長>



<パターン : 6年から7年に周期延長>



<パターン : 6年に延長中に溶接補修が発生>

